

新

別記  
第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者

住 所  
氏 名  
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称並びに代表者の職名及び氏名〕

措置請求書

行政書士法第14条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり通知し、適当な措置をとることを求めます。

記

請求に係る行政書士の氏名又は行政書士法人の名称並びに代表者の職名及び氏名	
請求に係る行政書士の住所又は行政書士法人の事務所の所在地	
通知する事実の概要	
参考となる事項	

備考 1 通知する事実の概要は、できるだけ具体的に記載してください。  
2 参考となる資料があれば、添付してください。

旧

別記  
第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者

住 所  
氏 名  
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称並びに代表者の職名及び氏名〕

措置請求書

行政書士法第14条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり通知し、適当な措置をとることを求めます。

記

請求に係る行政書士の氏名又は行政書士法人の名称並びに代表者の職名及び氏名	
請求に係る行政書士の住所又は行政書士法人の事務所の所在地	
通知する事実の概要	
参考となる事項	

備考 1 通知する事実の概要は、できるだけ具体的に記載してください。  
2 参考となる資料があれば、添付してください。

新

第5号様式（第7条関係）

高知県指令 第 号

（住所）  
（氏名）

行政書士法（昭和26年法律第4号）第 条第 項の規定に基づき、  
を命ずる。

年 月 日

高知県知事

印

処分の理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

旧

第5号様式（第7条関係）

高知県指令 第 号

（住所）  
（氏名）

行政書士法（昭和26年法律第4号）第 条第 項の規定に基づき、  
を命ずる。

年 月 日

高知県知事

印

処分の理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）  
（※ 1は、聴聞を経ない戒告の場合のみ必要）